

議案第13号

富士見市下水道条例及び富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市下水道条例（昭和56年条例第36号）及び富士見市水道事業給水条例（昭和62年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月17日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

災害その他非常の場合において、排水設備等及び給水装置工事を円滑に実施するため、富士見市下水道条例及び富士見市水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市下水道条例及び富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(富士見市下水道条例の一部改正)

第1条 富士見市下水道条例(昭和56年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の公共下水道管理者(法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(富士見市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 富士見市水道事業給水条例(昭和62年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の水道事業者(法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。)又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「(同項ただし書の規定により他の水道事業者が指定をした者を含む。第8条第2項及び第34条第2項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。